

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和4年2月10日

本巢市長 藤原 勉

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

糸貫地域（石神、高屋上、入方、下高屋、高石、長屋瀬古、長屋角、長屋第二、長屋第三、長屋第四、長屋田中、長屋六軒、長屋第五、見延一色、見延奈良貫、見延第六、見延第五、見延第四、見延第三、見延第二、見延第一、数屋瀬古、数屋御茶屋、数屋石畑、下数屋、有里、随原西、随原東、新屋敷、北屋井、南屋井、下屋井、糸貫更屋敷、小弾正、中野、早野西、早野中、早野南、早野東、早野東、上保東、上保中、上保南、郡府、北野、春近、上石原、下石原、藤坪、福田地、三橋上、三橋東、三橋西、三橋南、五反田、天神、仏生寺北、仏生寺東、仏生寺大門、高砂町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年2月10日

3 地区内の耕地面積

782.5ha

4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 50

法人	20経営体
個人	30経営体
集落営農（任意組織）	0組織

5 4の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、早野、上保、郡

府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺の各集落における農地利用は、4の中心経営体が担っていく。

7 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農業者は原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。

8 地域農業の将来のあり方

取組事例：複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進

本地域は、水稻、いちご、柿、トマト等を中心とした農業が盛んな地域であるが、農業者の後継者不足や小規模農家の農業経営維持が困難になりつつあり、今後離農者が増加することが想定される。このような中でも地域農業づくりを進めていくには地域の中心となる経営体に、離農者の農地の受け皿になれるように支援が必要である。そのためには中心となる経営体が、経営規模拡大時に避けられない大型機械の設備投資の負担軽減措置として、スーパーL資金やリース事業等の活用が図れるよう支援する。また、今後地域の中心となる経営体に農地の集積は一層進むと想定されるが、今後も中心となる経営体とそれ以外の農業者と有効な関係を続けていけるよう、適正な農地の管理に努めて行かなければならない。